

令和3年1月25日

金融庁総合政策局リスク分析総括課 フィンテックモニタリング室 御中

一般社団法人全国銀行協会

「事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係）」、「主要行等向けの総合的な監督指針」等の一部改正（案）に対する意見について

今般、標記改定案（令和2年12月25日公表）に対する意見を別紙のとおり取りまとめましたので、何卒ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

以 上

事務ガイドライン(第三分冊:金融会社関係 14 資金移動業者関係)の一部改正(案)に対する意見

No.	該当箇所	意見等
1	I-2-5-1 主な着眼点 (3)外部委託管理等①	「連携先に求める基準」については、連携先が「(2)セキュリティの確保 ①～③」における連携先の対応事項を遵守しているかどうかを確認する基準という理解でよいか。また、連携先の当該事項の遵守を確認のうえ、契約を行えば「(3)外部委託管理等①」は充足されるという理解でよいか。
2	I-2-5-1 主な着眼点 (3)外部委託管理等 ①～③	①～③の対象となる事項については、連携先との協力の内容が、 例えば(ア)犯収法施行規則13条1項1号の場合にあっては、口座振替による決済が要件であるところ、連携サービスとの関係では、資金移動業者には、「(2)セキュリティの確保」記載の内容(連携先における実効的な要素を組み合わせた多要素認証等の認証方式の導入の確認等)が求められることから、当該内容のうち連携先に係る部分 例えば(イ)いわゆるeKYCの一つである犯収法施行規則6条1項1号ト(1)の場合にあっては、銀行等が法定の方法により本人確認済みであることの確認を行っていることの確認が要件であることから、連携先が当該確認を行っていることという理解でよいか。 より具体的には、協力の内容が、 例えば(ア)犯収法施行規則13条1項1号の場合にあっては、連携先が口座振替サービスにおいて、「実効的な要素を組み合わせた多要素認証等の認証方式」を導入していることを含む基準を策定し(①)、連携先から契約時又は認証方法変更時等において認証方法の連携を受け上記基準に即したものであるかを確認等すること(②・③)、 例えば(イ)いわゆるeKYCの一つである犯収法施行規則6条1項1号ト(1)の場合にあっては、連携先が「当該顧客等しか知り得ない事項その他の当該顧客等が当該確認記録に記録されている顧客等と同一であることを示す事項の申告を受けること」(連携先が申告を受けることが求められる内容は、2018年11月30日付「『犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令案』に関する意見の募集結果」のNo.75番による)により顧客の同一性を確認していること(例えば、口座番号のみの申告を受けると言った法要件を満たさない認証を行っていないか)を含む基準を策定し(①)、連携先から契約時又は認証方法変更時等において認証方法の連携を受け上記基準に即したものであるかを確認等すること(②・③)、 が資金移動業者に求められる対応ということによいか。

No.	該当箇所	意見等
3	I-2-5-1 主な着眼点 (3)外部委託管理等③	③で「監督」とある趣旨は、犯収法施行規則13条1項1号その他の方法を用いる場合であっても、取引時確認義務の名宛人は連携先ではなく資金移動業者であること(すなわち、犯収法施行規則13条等の要件を満たさなかった場合は資金移動業者の一義的責任となること)を反映したものであって、必要な情報連携(認証方法等)や当該内容について必要に応じてコミュニケーションを行うことを超えて、必ずしも資金移動業者と連携先との契約等において一般的な業務監査権限を定める必要はないという理解でよいか。
4	I-2-5-1 主な着眼点 (3)外部委託管理等④	当該記載事項については、「(2)セキュリティの確保③」に同趣旨の記載があるが、当該事項を遵守していれば、「(3)外部委託管理等④」についても充足されるという理解でよいか。

「主要行等向けの総合的な監督指針」の一部改正(案)に対する意見

No.	該当箇所	意見等
1	Ⅲ-3-9-2 主な着眼点	<p>貴庁による資金移動業者の登録審査は、今回新設されたチェックシートに基づいて行われると理解している。</p> <p>一方で、金融機関と資金移動業者が連携を開始する際、金融機関が行う資金移動業者への態勢確認にあたっては、既に貴庁登録審査を通過していることに一定程度依拠した対応を金融機関に許容することが推奨されているわけではなく、監督指針や全銀協策定のガイドライン等を参考にしながら金融機関自らがチェックリスト等を作成して、資金移動業者への確認を行うことが求められているという理解で良いか。</p> <p>また、貴庁による資金移動業者の登録後のチェック・モニタリングは、登録時同様に、財務局等がこれらのチェックシートを用いて継続的に行われるという理解でよいか。</p>
2	Ⅲ-3-9-2 主な着眼点 (2)セキュリティの確保⑤	<p>監督指針には「資金を事前にチャージして利用する連携サービスなど、金融機関が連携サービス利用者による取引をモニタリングすることが困難な場合には、当該連携サービス提供事業者による不正取引をモニタリングする態勢を確認するとともに、犯罪発生状況や犯罪手口に関する情報を適切に連携するなど、顧客被害の拡大を防止する態勢が整備されているか。」との記載があるが、金融機関が行う資金移動業者の確認は、組織・人員・モニタリングフローといった態勢面を含め、法令等で情報の取得を認められた範囲内での確認であるとの理解でよいか。</p>

No.	該当箇所	意見等
3	IX-4-2 主な着眼点 (2)セキュリティの確保③	<p>「利用者に係る情報を照合するほか、リスクに見合った適切かつ有効な不正防止策を講じているか。」の理解として、「利用者に係る情報の照合」とはリスクに見合った適切かつ有効な不正防止策の一例であり、決済サービスの仕組みを踏まえ、そのリスクに見合った適切かつ有効な不正防止策を実施していることを確認する内容ということによいか。</p> <p>(理由) 電子決済等代行業者が法第2条第17項第1号に掲げる行為として提供する決済サービスの一例として、収納代行会社経由でのペイジー収納サービスにおける情報リンク方式での払い込みが該当する。 一方、ペイジー収納サービスでの払い込みは、以下のように、振込と同様に利用の都度金融機関側の認証を必要とするサービス(初回に登録した預貯金口座から、金融機関側の認証なしに反復的に資金を払出すサービスではない)。 なお、利用者に係る情報の照合を行う場合、各金融機関・収納機関・センターで共通の仕様変更が必要となるため、関係する各機関での修正開発が必要となり、影響が多大と想定。</p> <p>① 取引の都度インターネットバンキングでの認証が必要であること(インターネットバンキングでの振込と同様) ② 今次不正取引が発生した、資金移動業者等が提供する決済サービスのアカウントと連携先の金融機関の口座を連携するサービスではない。(払込の都度、支払元の口座を別口座を指定することが可能) ③ ペイジー収納サービスの仕様上(各金融機関共通)では、振込と同様に、支払元の銀行口座の情報(口座名義人や生年月日等)は払込先に連携されず(*)、口座名義・生年月日等の利用者にかかる情報の照合不可。仕様を変更する場合、関係する各機関での修正開発が必要となり、影響大。</p> <p>(*)ペイジー収納サービスは日本マルチペイメントネットワーク運営機構が定める各金融機関・各収納機関共通のインターフェースでサービスが実現されており、そのインターフェース項目の中に口座名義・生年月日等の利用者にかかる情報を照合するものは存在しない認識。</p>
4	IX-5-1 主な着眼点②	<p>「ホ、不正取引の公表基準」について、「公表はあくまでその銀行のお客さまの口座に対して不正取引が行われた場合に、その銀行と電子決済等代行業者にて行うもの」と認識しているが、その理解によいか。</p>